

定期監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

石川県公安委員会より標記のことについて、別紙のとおり通知を受けたので地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により公表する。

平成 21 年 10 月 9 日

石川県監査委員 下 沢 佳 充
同 若 林 昭 夫
同 東 方 俊 一 郎
同 喜 田 羊 支 子

(別 紙)

石 公 委 第 3 7 号
平成 21 年 9 月 10 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県公安委員会

平成 21 年 9 月 1 日付け石監査第 347 号で通知のあった監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機 関 名	監査結果に基づき講じた措置
公用車の交通事故が発生しています。 交通事故防止を推進しなければならない機関であり、安全運転に、万全を期するよう厳重に注意してください。	警察本部	職員の交通事故防止対策として ○ 該当職員の石川県安全運転研修所を利用した運転技術の再点検と安全運転の意識付け ○ 警察自動車運転技能検定制度による合格級位の取消等 ○ 交通事故防止に関する本部長通達等の発出及び随時監察の実施 ○ 部内パソコンのスクリーンセーバー表示による注意喚起 等を鋭意推進し、公私を問わず交通事故防止の徹底を期しています。